

湯川村空家改修事業補助金

村内への定住促進のため、空家の改修費用の一部を補助します。

1. 補助率と限度額

対象経費	住宅の機能向上のために行う改修費用 改修工事に伴い行う清掃等に係る費用
補助率	対象経費の2/3以内
限度額	改修費用：1,000,000円 清掃費用：100,000円

※村内の建築事業者により改修工事を施工した場合は100,000円加算

2. 補助対象となる経費

- ① 住宅の機能向上のために行う、屋内（水回り、内装等）及び屋外（屋根、外壁等）の改修工事に要する経費
- ② 改修工事に伴い行う清掃等（空家内部、造付家具、設備機器等に
係る清掃、及び残置物処分、空家の敷地内の庭木等の剪定、除草）
に要する経費

3. 補助対象者

次の①～④の全てに該当する者。

- ① 民法第4条に定める成年に達している者
- ② 空家を自己の居住を目的として購入又は賃借した者、若しくは2親等以内の血族又は姻族により居住する権利を取得した者
- ③ 補助金の交付の日から1年以内に改修工事を行った空家へ入居し、引き続き5年以上定住する意志のある者
- ④ 市区町村税の滞納のない者

4. 補助条件

- ① 過去に本補助金の交付を受けた空家でないこと。
- ② 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の変更をしようとする場合においては、速やかに村長の承認を受けること。
- ③ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、速やかに村長の承認を受けること。
- ④ 補助事業が予定の期間内に完了しない、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに村長に報告してその指示を受けること。
- ⑤ 補助対象工事に係る法令等を遵守すること。
- ⑥ 補助金の交付は、精算払い（工事が終了し実績報告後の入金）とする。

5. 必要な書類等

(1) 交付申請

工事の契約・着手は、必ず交付決定通知を受けてから行ってください。

必要書類一覧

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 補助金交付申請書（様式第1号）<input type="checkbox"/> 空家の売買契約書、又は賃貸借契約書の写し<input type="checkbox"/> 入居予定者全員分の住民票<input type="checkbox"/> 改修に係る見積書の写し<input type="checkbox"/> 改修予定箇所の現況写真<input type="checkbox"/> 市区町村税の納税証明書<input type="checkbox"/> 改修工事承諾書（賃貸借契約のとき）<input type="checkbox"/> 補助金の振込先口座の通帳の写し<input type="checkbox"/> 親族関係を証明する書類（2親等以内の血族又は姻族により居住する権利を取得したとき） |
|--|

(2) 実績報告

工事完了後30日以内に提出してください。

必要書類一覧

- 補助金実績報告書（様式第6号）
- 改修工事に係る契約書の写し
- 改修工事に係る領収書の写し
- 改修工事に要した経費の明細書の写し
- 改修後の写真

(3) 補助金交付請求

書類に不備が無い場合でも振込みまでに1ヶ月程度の時間を要します。

6. 注意事項

- ※交付申請前に完了した工事、着手した工事、契約した工事は、補助の対象となりません。
- ※他の補助金との併用をする場合、対象経費の考え方には特にご注意ください（他の補助金の対象経費とした経費を本補助金の対象経費とすることはできません）。
- ※補助要件確認のため、書類の提出を追加でお願いする場合があります。
- ※申請者、契約書及び領収書のあて名、補助金振込先の口座名義人は全て同一としてください。
- ※申請書等に押印する印鑑は、同じものをご使用ください。（シャチハタ等のインク浸透印は不可）
- ※改修後、1年以内に入居しないとき、又は5年以内に居住しなくなったときは、補助金の返還を求めることがあります。
- ※書類の提出は、期限を過ぎた場合、補助金が交付されませんのでご注意ください。

7. 手続きの流れ

	申請者	産業建設課	期限等
工事前	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">交付申請</div> <div style="font-size: 2em; color: blue; margin: 0 auto;">➡</div> </div>	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">申請受理</div> <div style="font-size: 1.5em; margin: 0 auto;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">審査</div> <div style="font-size: 1.5em; margin: 0 auto;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">適合</div> </div>	
工事中	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">工事契約・着手</div> <div style="font-size: 1.5em; margin: 0 auto;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">工事完了・支払</div> </div>		補助金の交付決定日以降に工事の契約・着手を行ってください。
工事後	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">実績報告</div> <div style="font-size: 2em; color: blue; margin: 0 auto;">➡</div> </div>	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">報告受理</div> <div style="font-size: 1.5em; margin: 0 auto;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">審査</div> <div style="font-size: 1.5em; margin: 0 auto;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">適合</div> </div>	3月31日までに実績報告を出せるよう工事を完了させてください。
	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">額確定通知受領</div> <div style="font-size: 2em; color: blue; margin: 0 auto;">➡</div> </div>	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">請求受理</div> <div style="font-size: 1.5em; margin: 0 auto;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">補助金交付</div> </div>	

8. お問い合わせ先

湯川村産業建設課商工観光係 電話 0241-27-8831
 福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地